

31日滋賀県条例第12号。以下「条例」という。)第4条第1号の規定に基づき、貸付料を無償または時価より低い価額で貸し付けることができるとしている。

(注) 負担調整措置とは、貸付料算定の際に土地の価格として用いている固定資産税評価額が大幅に上昇したことに伴う貸付料の急激な増額を緩和するため、一定の要件に該当する場合には調整措置を行っているものである。

貸付財産の用途別の契約件数および貸付料は、表5のとおりである。

用途別では、「国道・市町道用地」はすべて無償であり、「国、市町、公益法人等の公共・公益施設用地」は93件中60件が減額または無償としている。

平成17年度の貸付料は全体で342,239,059円であるが、大部分は大津市に競輪場敷地として貸し付けている土地の貸付料である。

表5 用途別の契約件数・貸付料

用 途	契 約 件 数			平成17年度 貸付料(円)	
	無償	一部無償	減額		
国、市町、公益法人等の公共・公益施設用地	93	57	2	1	34,744,336
国道・市町道用地	22	22			
宿舎・宿泊施設用地	5	2			546,033
民間事業用地・住宅用地	45	3			41,825,018
その他(競輪場、駐車場、資材置場等)	6				265,123,672
計	171	84	2	1	342,239,059

### (3) 県の使用財産の状況

県が使用しているものは38件で、用途別の件数および面積は、表6のとおりである。

なお、「庁舎・施設利用者の利便に供しているもの」のうち面積が最も広いものは県立大学周辺道路(1件14,159.12㎡)である。また、「職員の福利厚生に使用しているもの」の主なもの職員住宅敷地(13件27,496.89㎡)であり、「その他」のうち主なものは、びわこ文化公園都市の地域総合整備事業用地(瀬田A地区)内の「緑の回廊」用地(1件227,178.66㎡)および野洲川廃川敷の地域総合整備事業用地内の都市公園用地(2件216,000.00㎡)である。

表6 県の使用財産の用途別の件数・面積

用 途	件 数	面 積 (㎡)
県道敷地	4	16,440.03
河川敷地	2	627.00
庁舎・施設利用者の利便に供しているもの	5	16,778.94
職員の福利厚生に使用しているもの	16	32,851.68
その他	11	489,816.22
計	38	556,513.87

(注) 上表は平成18年3月31日現在の状況であり、県立大学周辺道路は平成18年4月1日以降、彦根市に市道敷地として無償で貸し付けており、また、県道敷地



件数	1	15	4	19	12	9	60
面積	5,038.70	386,271.47	59,336.31	681,469.40	13,366.90	56,617.95	1,202,100.73

## (ウ) 所管区分別の状況

未利用財産の所管区分別の件数および面積は、表 9 のとおりである。

所管区分別では、件数と面積ともに知事部局所管財産が最も多く、件数は 58 件と全体の 96.7% を占め、面積は 1,201 千  $\text{m}^2$  と全体の 99.9% を占めている。

なお、知事部局所管財産のうち、廃川敷地の面積は 956 千  $\text{m}^2$  であり、79.6% を占めている。

表 9 所管区分別の件数・面積

所管区分	件数	面積 ( $\text{m}^2$ )
知事部局所管財産	58	1,201,295.14
内		
庁舎・学校跡地等	34	243,318.50
廃道敷地	2	1,848.00
廃川敷地	22	956,128.64
教育委員会所管財産	0	0.00
警察本部所管財産	2	805.59
計	60	1,202,100.73

## イ 未利用財産の処分等の考え方

普通財産は、総務部（予算調整課が所掌。以下同じ。）の所管に属するものとしている。ただし、総務部の所管に属させることが不相当と認められるものについては、知事が所管する部局を定めることとしている。（規則第 3 条）

また、財産管理者（公有財産を所管する部局長。以下同じ。）は、行政財産の用途を廃止したときは、当該財産を総務部長に引き継がなければならないが、管理および処分を総務部長においてすることが不相当と認められるときはこの限りでないとしている。（規則第 5 条、第 23 条、第 24 条）

このことから、未利用財産の処分は総務部において行われるが、財産管理者から総務部長へ引き継がれる未利用財産は、境界が確定し、建物が取り壊され、廃川・廃道敷でない等の条件を満たしているものである。

総務部での売却処分は、原則として一般競争入札によって行われるが、一般競争入札に付しても落札しなかった場合には、随意契約により実施している。

廃川敷・廃道敷については、主に土木交通部が所管しており、県や地元市町としての活用策がない場合は、隣接地権者等へ随意契約により売却している。

## (5) その他の財産の状況

貸付財産、県の使用財産以外で何らかの形で使用しているものは 19 件で、用途別の件数および面積は、表 10 のとおりである。

なお、「残置森林等」5 件は地域総合整備事業用地（瀬田 F 地区、瀬田西地区）、福祉の文化クラスター用地などびわこ文化公園都市に係るものである。また、「そ

の他」のうち主なものは彦根市薩摩県有地内の池沼部分 (42,544.00㎡) である。

表 1 0 その他の財産の用途別の件数・面積

用 途	件 数	面 積 (㎡)
道路敷地等	1 1	25,819.99
残置森林等	5	450,313.67
その他	3	50,660.40
計	1 9	526,794.06

(注) 残置森林とは、森林法に基づく開発許可にあたり、森林として保全することとされた区域である。

(6) 維持管理費

普通財産である土地の平成17年度の維持管理費は全体で36,128千円であり、その大部分が除草や樹木管理に係る費用である。主な維持管理費の状況は、表 1 1 のとおりである。

表 1 1 主な維持管理費の状況 (平成17年度分)

財産の名称	面積 (㎡)	維持管理費(円)	内 容
草津川廃川敷	317,846.00	14,664,300	除草、伐木等
地域総合整備事業用地 (野洲川廃川敷) 守山市内	532,862.74	4,830,000	除草・塵芥処理、不法投棄物処理
旧看護短期大学部	28,512.00	3,625,876	有人・機械警備、電気工作物点検、樹木管理
福祉の文化クラスター用地	86,474.93	2,958,606	道路周辺樹木管理、街路灯点検管理
滋賀医科大学関連用地 (大津市内)	43,944.40	2,630,880	枯木伐採・倒木処理・除草、管理用フェンス設置
滋賀医科大学関連用地の一部 (草津市内)	143,038.18		
旧短期大学農業部	51,061.00	2,385,141	嘱託員配置、除草
地域総合整備事業用地 (岡屋地区)	5,615.00	840,000	除草・塵芥処理
地域総合整備事業用地 (野洲川廃川敷) 旧中主町内	218,918.30	595,000	除草・塵芥処理
地域総合整備事業用地 (瀬田F地区) 大津市内	58,639.30	577,500	除草・塵芥処理
地域総合整備事業用地 (野洲川廃川敷) 旧野洲町内	77,822.66	476,000	除草・塵芥処理

(7) 普通財産の管理状況

普通財産の管理は概ね適正と認められたが、次のような事例が認められた。

- ・境界杭または標識 (以下「境界標柱」という。) を設置していないもの (175件中65件)
- ・台帳価格を記載していないもの (175件中161件)
- ・財産台帳に關係図面を附属していないもの  
〔企画調整課：マキノ県有地【7】(【 】内の数字は19頁～23頁資料1の番)〕